



2025年5月9日

各 位

会 社 名 東亜道路工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 森下 協一
(コード番号：1882 東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 仲村 直規
(TEL. 03 - 3405 - 1811)

中間配当制度の導入及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、中間配当制度の導入及び定款一部変更に関する議案を2025年6月27日開催予定の第119回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

(2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2025年6月27日開催予定の第119回定時株主総会にて承認可決されることを条件としております。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当(中間配当)をすることができるよう所要の変更を行うものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第 53 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。 (新設)</p> <p><u>②前項の配当財産が金銭である場合</u> は、支払確定の日から満3カ年を経 過してもなお受領されないときは、 当社は支払の義務を免れる。</p> <p><u>③未払配当金については、利息を付け</u> ない。</p>	<p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第 53 条 (現行どおり)</p> <p><u>②当社は、取締役会の決議によって、</u> <u>毎年9月30日を基準日として、中間</u> <u>配当をすることができる。</u></p> <p><u>③期末配当金及び中間配当金が、支払</u> 確定の日から満3カ年を経過しても なお受領されないときは、当社は 支払の義務を免れる。</p> <p><u>④</u> (現行どおり)</p>

(3)日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2025年6月27日
定款変更の効力発生予定日 2025年6月27日

以 上